

第6章 調査・予測及び評価の手法

6-1 現況調査

事業計画地周辺の環境の現況の把握及び予測に必要な資料を得るため、5-2で抽出した環境影響評価の項目を対象として、既存資料調査及び現地調査を実施する。

調査の内容は、表6-1(1)～(6)に示すとおりである。

表6-1(1) 現況調査の手法

現況調査項目		調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
大気質					
既存資料調査	大気汚染物質の濃度及び気象の状況	事業計画地周辺の一般環境局(岸和田中央公園局、泉大津市役所局等)及び自動車排ガス測定局(天の川下水ポンプ場)	過去5年程度	・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「大気汚染常時監視測定局測定結果(年報)」(大阪府)	事業計画地周辺における環境濃度を把握するため、既存の公設測定局のデータ収集を行う。
気象					
現地調査	地上気象	事業計画地内 (図6-1(1)参照)	通年観測(1時間値)	「地上気象観測指針」(気象庁)及び「環境大気常時監視マニュアル」(環境省)に基づく測定方法*	大気質の現況把握及び影響予測を行う上で必要なデータを得るため、事業計画地内にて地上気象データを取得する。
	上層気象	事業計画地周辺2地点 (図6-1(1)参照)	4季(7日間/季)	「高層気象観測指針」(気象庁)に基づく測定方法	大気質の影響予測(高濃度出現条件)に必要なデータを得るため、臨海側と内陸側の2箇所にて上層気象データを取得する。

※地上気象の現地調査のうち、風向・風速の観測は、事業計画地内の既存施設煙突頭頂部(地上55m)で通年観測を行う。

表 6-1 (2) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
大気質					
大気汚染物質(一般環境大気質)					
二酸化硫黄	事業計画地周辺 3 地点 (図 6-1 (1) 参照)	4 季(2 週間/季、1 時間値)	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に基づく測定方法に準拠	大気質の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンド濃度を把握するため、事業計画地が位置する忠岡町域の 2 地点(町民いこいの広場及び忠岡町民運動場)と施設の稼働時の煙突排ガスの着地濃度が高くなると想定される地点付近の計 3 地点を選定して実施する。	
浮遊粒子状物質	事業計画地周辺 3 地点 (図 6-1 (1) 参照)		「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に基づく測定方法に準拠し、JIS B 7954「β線吸収法」により連続測定する方法		
窒素酸化物 (NO、NO ₂)	事業計画地周辺 3 地点 (図 6-1 (1) 参照)		「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に基づく測定方法に準拠		
現地調査	ダイオキシン類	事業計画地周辺 5 地点 (図 6-1 (1) 参照)	4 季(2 週間/季、1 週間値)	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)に準拠	大気質の影響予測に必要なバックグラウンド濃度を把握するため、上記 3 地点に加えて事業計画地が位置する忠岡町に隣接する泉大津市及び岸和田市の大気環境を代表する地点として泉大津市役所局及び岸和田中央公園局の計 5 地点を選定して実施する。
	塩化水素	事業計画地周辺 5 地点 (図 6-1 (1) 参照)		「大気汚染物質測定法指針」(環境庁)に準拠	
	水銀	事業計画地周辺 5 地点 (図 6-1 (1) 参照)		「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(環境庁)に準拠	
	自動車交通量	事業計画地周辺 2 地点 (図 6-1 (1) 参照)	平日・休日各 1 日 (24 時間連続)	・車種別・方向別交通量を数取器(カウンター)による計測 ・道路構造(車線数、幅員、傾斜等)の把握	
				廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートでの現況の自動車交通量の把握及び予測に必要なデータ収集を目的として実施する。交通量の変化を勘案し、平日及び休日の各 1 日実施する。	

表 6-1 (3) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
騒音					
既存資料調査	騒音の状況	事業計画地周辺	最新の年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境騒音モニタリング調査報告書」(大阪府) ・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「忠岡町都市計画図」(忠岡町) ・「岸和田市都市計画マップ」(岸和田市) 	環境騒音、道路交通騒音の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地調査	騒音レベル (L_{A5})	事業計画地敷地境界 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (4 時間帯)	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号) 及び「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省、農林水産省、通産省、運輸省告示第 1 号) に基づく測定方法に準拠、JIS Z 8731 により測定	事業計画地における騒音の現況を把握するため、調査を行う。平日と休日の騒音レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。
	道路交通騒音 レベル (L_{Aeq})	道路沿道 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (24 時間連続)		廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートにおける騒音の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンドを把握するため、調査を行う。平日と休日の騒音レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。

表 6-1 (4) 現況調査の手法

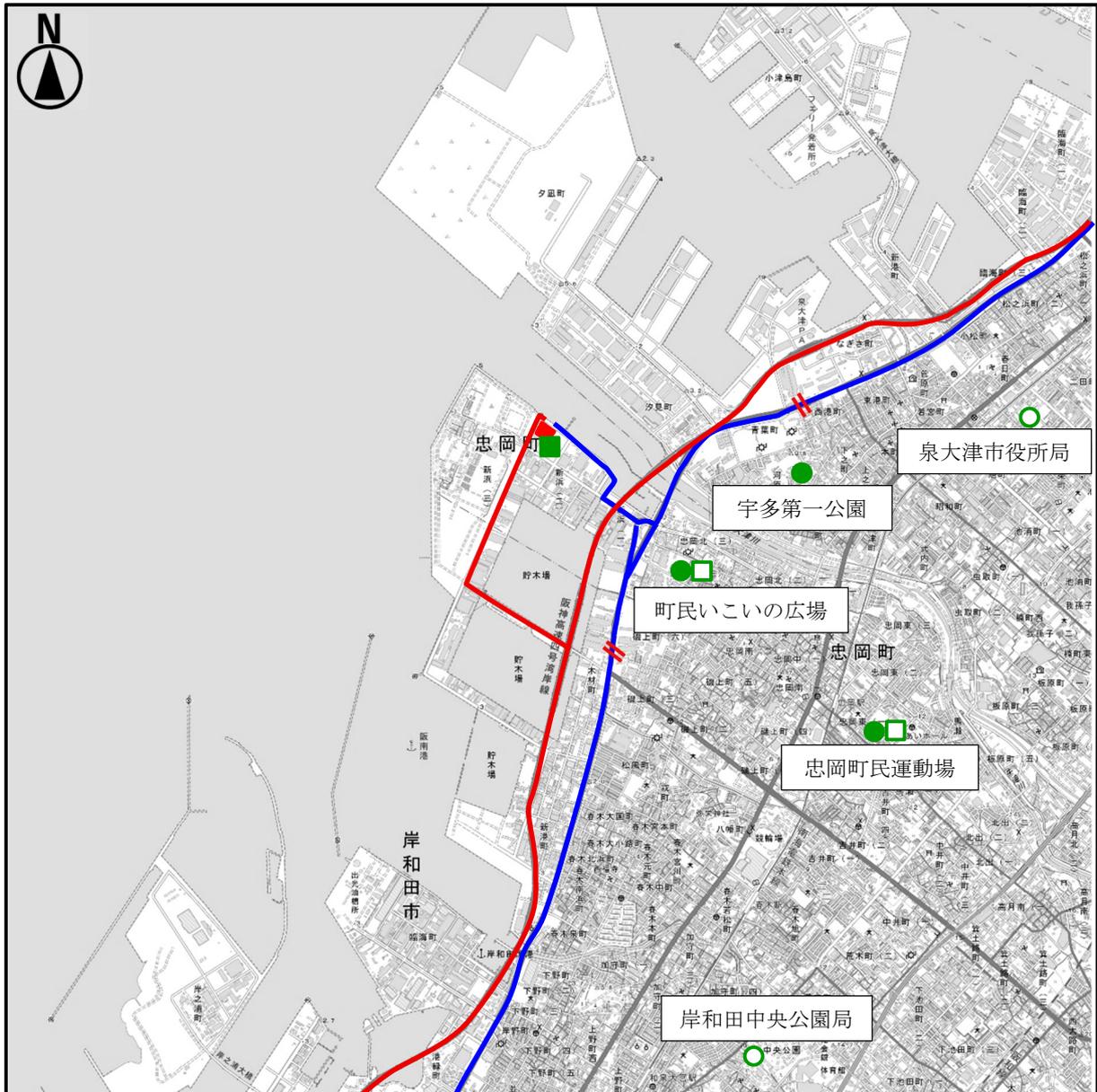
現況調査項目		調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
振動					
既存資料調査	<ul style="list-style-type: none"> ・振動の状況 ・用途地域指定状況 ・法令による基準等 	事業計画地周辺	最新の年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境騒音モニタリング調査報告書」(大阪府) ・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「忠岡町都市計画図」(忠岡町) ・「岸和田市都市計画マップ」(岸和田市) ・「都市計画図」(泉大津市) 	一般環境中の振動、道路交通振動の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
	振動レベル (L_{10})	事業計画地敷地境界 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (4 時間帯)	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)及び 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)に基づく測定方法に準拠、JIS Z 8735 により測定	事業計画地における振動の現況を把握するため、調査を行う。平日と休日の振動レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。
現地調査	道路交通振動レベル (L_{10})	道路沿道 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (24 時間連続)		廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートにおける振動の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンドを把握するため、調査を行う。平日と休日の騒音レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。
低周波音					
既存資料調査	低周波音の状況	事業計画地周辺	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)	低周波音の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地調査	低周波音圧レベル (L_{Geq} 、 L_{Eq})	事業計画地敷地境界 2 地点 (図 6-1 (2) 参照)	平日・休日各 1 日 (4 時間帯)	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁)に準拠	廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートにおける低周波音の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンドを把握するため、調査を行う。平日と休日の低周波音圧レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各 1 日実施する。

表 6-1 (5) 現況調査の手法

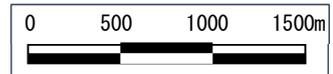
現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
悪臭					
既存資料調査	悪臭の状況	事業計画地周辺	最新の年度	「泉大津の環境」(泉大津市)及び「岸和田市環境白書」(岸和田市)等	悪臭の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地調査	・特定悪臭物質濃度 ・臭気指数	・事業計画地敷地境界2地点 ・類似施設2点 (図6-1(3)参照)	夏季(1回/日)	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環告第9号)及び「臭気指数の算定の方法」(平成7年環告第63号)に準拠	悪臭の現況を把握するため、事業計画地敷地境界2地点(風上・風下)で調査を行う。 また、影響予測のため、類似施設2施設において調査を行う。
土壌汚染					
既存資料調査	土壌の状況	事業計画地周辺	最新の年度	「泉大津の環境」(泉大津市)及び「岸和田市環境白書」(岸和田市)等	土壌の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
	土壌調査の状況	事業計画地	旧クリーンセンター停止後に忠岡町が行った土壌調査の結果を入手する。		忠岡町が実施した事業計画地における土壌調査の結果を用いて、施設の建設工事の実施による土壌汚染への影響予測の資料とする。
人と自然との触れ合いの活動の場					
既存資料調査	活動の場の所在	事業計画地周辺	最新の年度	忠岡町、泉大津市及び岸和田市ホームページ等	事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の情報を把握するため、既存資料の収集を行う。
現地調査	活動の場の利用状況	事業計画地周辺及び運搬経路周辺 (図6-1(4)参照)	秋季の平日・休日各1日(昼間)	現地踏査による、活動の場の利用人数のカウント及び聞き取り調査	活動の場の利用状況(利用人数や利用形態)を把握するため、利用者が多いと考えられる秋季に行う。 また、交通量の変化を勘案し、平日及び休日の各1日実施する。

表 6-1 (6) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
景観					
既存資料調査	景観の状況	事業計画地周辺の主要な眺望地点	最新の年度	忠岡町、泉大津市及び岸和田市ホームページ等	事業計画地周辺の眺望地点の状況を把握するため既存資料の収集を行う。
現地調査	都市景観	事業計画地周辺概ね3km以内(10地点程度) (図6-1(4)参照)	落葉期・繁茂期各1日	写真撮影	視覚的に施設完成後の変化の把握をするため近景・中景の代表的な眺望地点の中から調査を行い、予測地点を選定する。
廃棄物、発生土					
既存資料調査	事業計画地周辺における廃棄物の状況	事業計画地周辺	最新の年度	大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(大阪府)等	事業計画地周辺の廃棄物の発生状況及びリサイクル状況を把握するため、既存資料の収集を行う。
地球環境					
既存資料調査	温室効果ガス削減への取り組み等	事業計画地周辺	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)等	事業計画地周辺における温室効果ガスの削減状況を把握するため既存資料の収集を行う。
気候変動適応等					
既存資料調査	高潮・高波による被害想定	事業計画地周辺	最新の年度	「大阪府高潮浸水想定区域図」(大阪府)及び「忠岡町高潮ハザードマップ」(忠岡町)等	事業計画地周辺における高潮・高波による被害想定を把握するため既存資料の収集を行う。
	大規模地震による被害想定	事業計画地周辺	最新の年度	「忠岡町地震ハザードマップ」(忠岡町)等	事業計画地周辺における大規模地震による被害想定を把握するため既存資料の収集を行う。
	津波による被害想定	事業計画地周辺	最新の年度	「忠岡町津波ハザードマップ」(忠岡町)等	事業計画地周辺における津波による被害想定を把握するため既存資料の収集を行う。



出典：地理院地図電子国土(国土地理院)

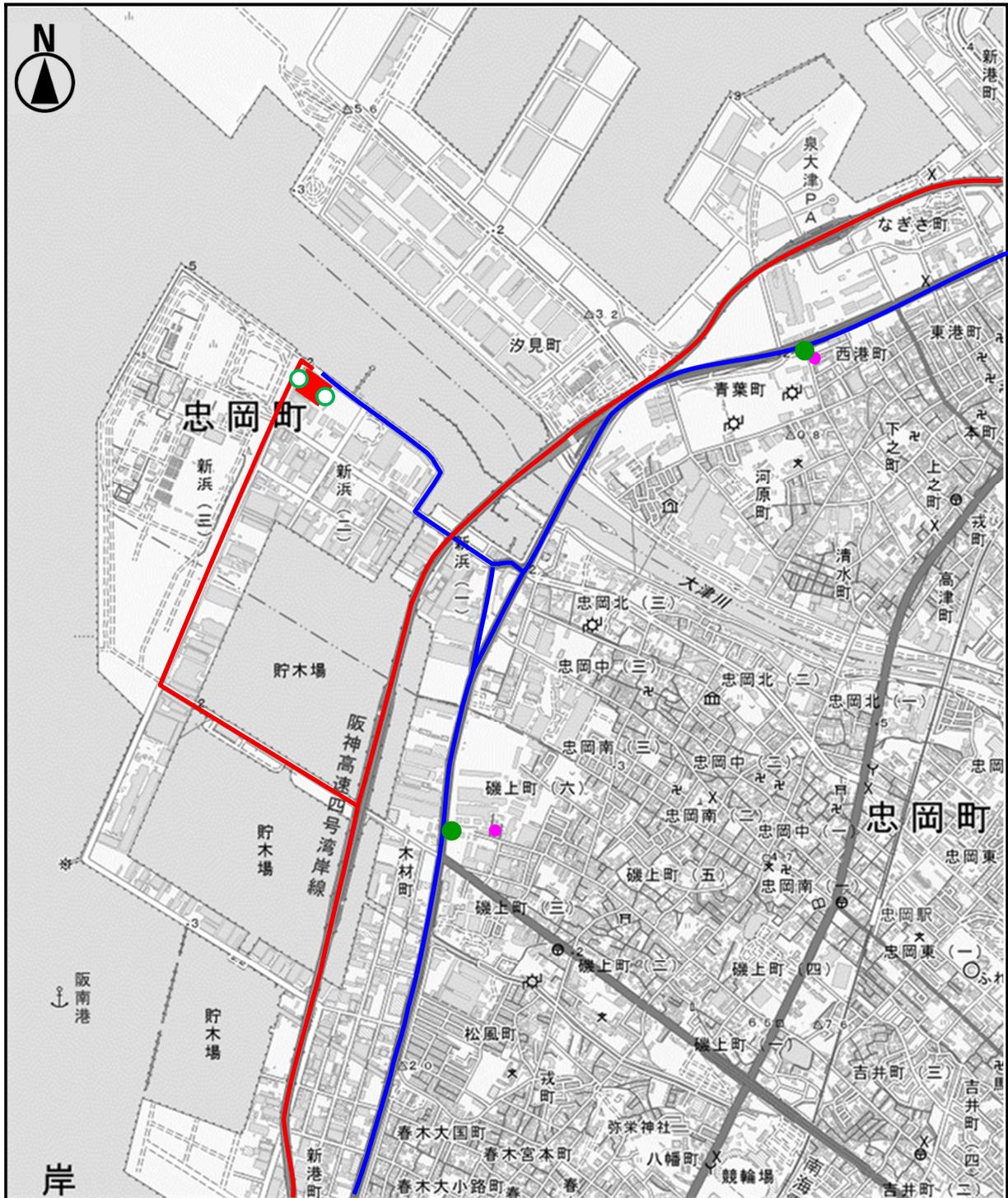


—凡例—

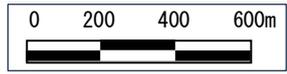
- 事業計画地
- 大型車搬入出ルート
- 小型車搬入出ルート

- 窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、塩化水素、水銀(4季)
- ダイオキシン類、塩化水素、水銀(4季)
- 地上気象：風向・風速、日射量・放射収支量、気温・湿度(通年)
- 上層気象：風向・風速、気温(4季)
- 自動車交通量

図6-1(1) 調査位置(大気質、気象、自動車交通量)



出典：地理院地図電子国土(国土地理院)



—凡例—

- : 事業計画地
- : 大型車搬入出力ルート
- : 小型車搬入出力ルート
- : 住居等の保全物件
- : 敷地境界騒音・振動・低周波音調査地点
- : 道路交通騒音・振動調査地点

図6-1(2) 調査位置(騒音・振動・低周波音)



出典：地理院地図電子国土(国土地理院)



- 凡例—
- ：事業計画地
 - ：調査地点(悪臭)

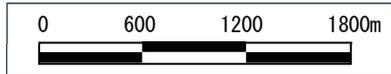
図6-1(3) 調査位置(悪臭)



出典：地理院地図電子国土(国土地理院)

—凡例—

- : 事業計画地
- : 大型車搬入出ルート
- : 小型車搬入出ルート
- : 近景範囲(500m)
- : 中景範囲(3km)
- ◆ : 景観調査地点
- : 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点



注 1) 景観は、上記の地点で予備調査を行い、代表的な眺望地点で落葉期・繁茂期の各 1 日調査を実施。
 注 2) 人と自然との触れ合いの活動の場は、予備調査を令和 7 年 3 月 15 日(土)に行い、事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場として代表的な新浜緑地、泉大津マリーナ及びなぎさ公園を選定した。

図 6-1 (4) 調査位置(人と自然との触れ合いの活動の場、景観)

6-2 影響予測

本事業の実施に伴う環境影響の予測の手法は、施設の存在・供用時は表 6-2 (1)～(2)、工事の実施時は表 6-3 (1)～(2)に示すとおりである。

表 6-2 (1) 予測の手法(施設の存在・供用時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期	
大気質						
煙突排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素	年平均濃度 1時間濃度	「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年)に基づく拡散モデルを基本とした数値計算	煙突排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺(事業計画地より半径3kmの範囲)	事業活動が定常状態となる時期
	水銀、ダイオキシン類	年平均濃度				
施設の稼働に伴う粉じん	施設からの粉じんの程度	既存類似例による定性的予測	事業計画、環境保全対策を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地周辺	事業活動が定常状態となる時期	
車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、平成25年3月)に基づく予測式による数値計算	車両排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	廃棄物運搬車両等の通行経路沿道2地点(図6-1(2)道路交通騒音・振動調査地点参照)	事業活動が定常状態となる時期
騒音						
施設の稼働に伴う騒音	騒音レベル(L_{A5})	「環境アセスメントの技術」(平成11年、(社)環境情報科学センター)に示された建物内での騒音伝搬理論計算式、屋外での騒音伝搬理論計算式による数値計算	施設騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期	
廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通騒音	等価騒音レベル(L_{Aeq})	日本音響学会提案式(ASJ RTN-MoDel 2023)による計算	道路交通騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	廃棄物運搬車両等の通行経路沿道2地点(図6-1(2)参照)	事業活動が定常状態となる時期	
振動						
施設の稼働に伴う振動	振動レベル(L_{10})	振動の伝搬理論計算式による数値計算	施設振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期	
廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通振動	振動レベル(L_{10})	建設省土木研究所提案式(修正式)による計算	道路交通振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	廃棄物運搬車両等の通行経路沿道2地点(図6-1(2)参照)	事業活動が定常状態となる時期	

表 6-2 (2) 予測の手法(施設の存在・供用時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期
低周波音					
施設の稼働に伴う低周波音圧レベル	低周波音圧レベル(L_{req} および L_{eq})	低周波音の伝搬理論計算式	工場低周波音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期
悪臭					
施設の稼働に伴う悪臭の漏洩	悪臭の程度	事業計画に加えて、事業計画地敷地境界2地点および類似施設2点での現地調査結果による定性的予測	現状調査結果を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地及びその周辺	事業活動が定常状態となる時期
煙突からの悪臭物質の排出	特定悪臭物質及び臭気指数	「悪臭防止法施行規則」に準拠した式による計算	悪臭の予測に広く用いられている手法を採用する。		
人と自然との触れ合いの活動の場					
廃棄物運搬車両等の走行による利用環境の変化	変化の程度	交通量変化等による予測	車両の走行による影響を把握しやすい手法を採用する。	事業計画地周辺(図6-1(4)参照)	事業活動が定常状態となる時期
景観					
施設の存在に伴う都市景観	代表的な眺望地点からの眺望の変化	フォトモンタージュによる定性的予測	視覚的にその変化を把握しやすい手法とする。	事業計画地周辺	施設の完成時
廃棄物・発生土					
施設の稼働に伴い発生する廃棄物	廃棄物の種類、発生量、再生利用量、最終処分量	既存類似例等を参考に、原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	事業活動が定常状態となる時期
地球環境					
施設の稼働に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	事業活動が定常状態となる時期
廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	車両毎の原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地及び周辺	事業活動が定常状態となる時期
気候変動適応等					
高潮・高波、地震又は津波に起因する化学物質の漏洩	発生リスクの程度	事業計画により予測する方法	事業計画を踏まえた定性的な手法を採用する。	事業計画地及び周辺	事業活動が定常状態となる時期

表 6-3 (1) 予測の手法(工事の実施時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期	
大気質						
既存施設解体工事	粉じん(ダイオキシン類)	解体工事からの粉じんの程度	既存類似例による定性的予測	工事計画、環境保全対策を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地周辺	旧クリーンセンターの焼却炉を撤去する時期
造成等の工事	粉じん	造成裸地からの粉じん	風向・風速の調査結果に基づき地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度を検討	造成裸地からの粉じんの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺	工事期間中において出現する裸地の面積が最大となる時期
建設機械排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年)に基づく拡散モデルを基本とした数値計算	建設機械等排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺	工事期間のうち、建設機械の稼働が最大となる時期
車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、平成25年3月)に基づく予測式による数値計算	車両の排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	工事車両の通行経路沿道2地点(図6-1(2)道路交通騒音・振動調査地点参照)	工事車両の影響が最大となる時期
騒音						
建設作業騒音	騒音レベル(L_{A5})	日本音響学会提案式(ASJ CN-MoDel 2007)による計算	建設機械騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	工事による影響が最大となる時期	
工事車両の走行に伴う道路交通騒音	等価騒音レベル(L_{Aeq})	日本音響学会提案式(ASJ RTN-Model 2023)による計算	道路交通騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	工事車両の通行経路沿道2地点(図6-1(2)参照)	工事車両の影響が最大となる時期	
振動						
建設作業振動	振動レベル(L_{10})	振動の伝搬理論計算式による数値計算	施設振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	工事による影響が最大となる時期	
工事車両の走行に伴う道路交通振動	振動レベル(L_{10})	建設省土木研究所提案式(修正式)による計算	道路交通振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	工事車両の通行経路沿道2地点(図6-1(2)参照)	工事車両の影響が最大となる時期	

表 6-3 (2) 予測の手法(工事の実施時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期	
土壌汚染						
土壌汚染	土壌の移動による影響	現況調査の結果及び環境保全措置の内容から影響の程度を定性的に予測	土壌の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地及び周辺	工事期間中	
人と自然との触れ合いの活動の場						
工事車両の走行による利用環境の変化	変化の程度	交通量変化等による予測	車両の走行による影響を把握しやすい手法を採用する。	事業計画地周辺 (図 6-1 (4) 参照)	工事車両の影響が最大となる時期	
廃棄物・発生土						
既存施設解体工事	工事の実施に伴い発生する廃棄物・発生土	廃棄物・発生土の種類、発生量、再生利用量、最終処分量	工事計画を基に廃棄物および発生土を定量的に予測	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	工事期間中
造成等の工事						
地球環境						
建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	工事計画及び原単位による計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	工事期間中	
工事車両の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	車両毎の原単位による計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地及び周辺	工事期間中	

6-3 評価

本事業の実施に伴う環境影響の予測結果は、生活環境、自然環境の保全等の見地から客観的に評価するため、表6-4に示す評価の指針を基に評価対象項目ごとに環境保全目標を設定する。

表6-4 評価の指針

項目	評価の指針
大気質	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合すること。
騒音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③騒音規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
振動	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
低周波音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
悪臭	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③悪臭防止法に定める規制基準に適合すること。
土壌汚染	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③土壌汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
人と自然との 触れ合いの活 動の場	①人と自然との触れ合いの活動の場の保全と整備について十分な配慮がなされていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等及び自然環境の保全と回復に関する基本方針等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
景観	①景観の形成について十分に配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等及び自然環境の保全と回復に関する基本方針等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
廃棄物、発生土	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、忠岡町、泉大津市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準等に適合すること。
地球環境	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画及び大阪府環境総合計画に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
気候変動適応 等	環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がされていること。

第7章 対象事業の実施にあたり必要となる許認可

本事業の実施に伴い、必要となる許認可は以下のとおりである。

- ・ 一般廃棄物処理施設設置許可(廃棄物処理法第8条第1項)
- ・ 産業廃棄物処理施設設置許可(廃棄物処理法第15条第1項)
- ・ 建築基準法51条ただし書き許可(建築基準法第51条第1項)
- ・ ばい煙発生施設設置届出(大気汚染防止法第6条第1項)
- ・ 水銀排出施設設置届出(大気汚染防止法第18条の28)
- ・ 特定施設設置届出(騒音規制法第6条第1項)
(振動規制法第6条第1項)
(ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項)
(大気汚染防止法)
- ・ 届出施設設置届出(大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項他)
- ・ 建築物の建築等に関する申請及び確認(建築基準法第6条第1項)
- ・ 危険物取扱所設置許可申請(消防法第11条)
- ・ 工事計画届出(大気汚染防止法第18条の15)
(大気汚染防止法第18条の17)
(大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の7)
(電気事業法第18条第1項)
- ・ 労働安全衛生法